



東・北はりま消費者注意報 第12号

フィッシング詐欺メールに気をつけて！

事例

携帯電話会社から『【重要】利用料金の支払確認がとれません。至急ご確認ください』というSMSが届いた。あせって表示されているURLをタップしてしまっただが、偽サイトのようにだった。大丈夫か。 (60代、男性)



※SMS：携帯電話やスマホ同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービス
 ※URL：インターネット上のホームページやファイルの位置や情報を示すもの

アドバイス

ネット通販会社、銀行、宅配業者など、実在する**大手の企業名**をかたってSMSやメールを送り付け、URLから本物そっくりの偽サイトに誘導し、個人情報盗み取る手口が増えていきます。

●タップ（クリック）しない

件名や文面、送信者だけでは本物と見分けられないため、メール内のURLやリンクをタップ（クリック）しない。「緊急」「重要」などの表記には特に用心。

事業者の公式サイトからアクセスする。

●入力しない

クレジットカード情報やID・パスワードなどは**絶対**入力しない。

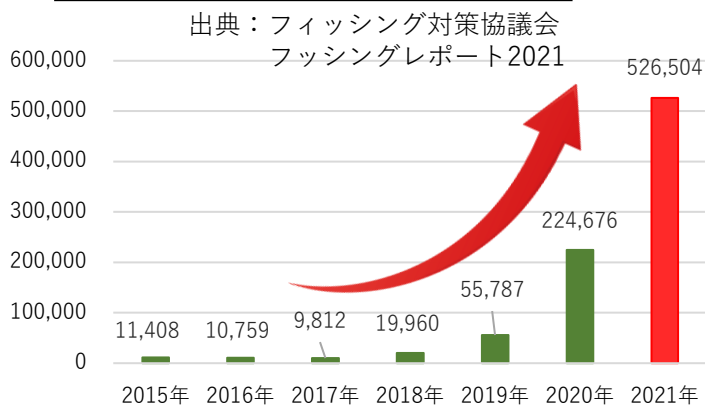


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

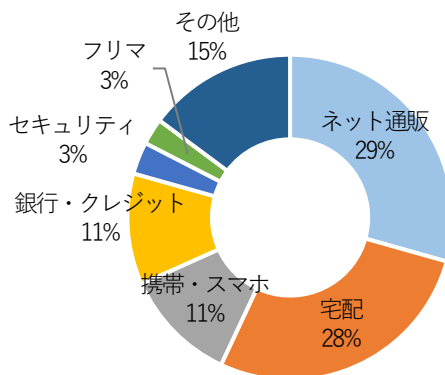
消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)
お近くの相談窓口につながります

【「フィッシング」関連データ】

国内フィッシング情報届け出件数

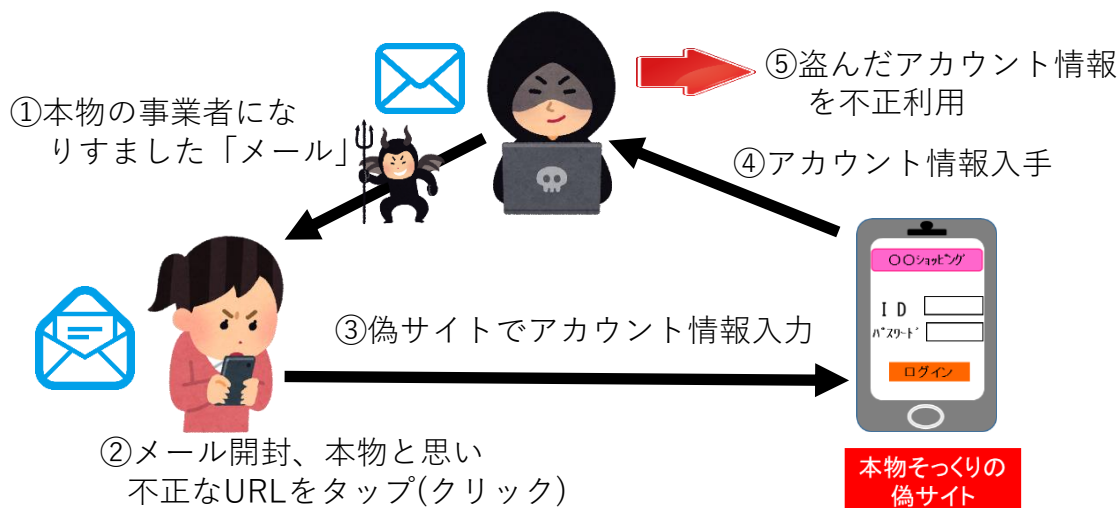


なりすまし業種パターン



(県内消費生活センター2021年4月～12月受付分)

【フィッシング詐欺の流れ（一例） 国民生活センター発行「国民生活2020年9月号」参考】



【なりすましメールの文例】

ネット通販業者パターン

この度はご本人様のご利用かどうかを確認させていただきたいお取引がありましたので、誠に勝手ながら当サイトのご利用を一部制限させていただきました。つきましては、以下へ至急アクセスのうえ、ご利用確認にご協力をお願いいたします。

確認用アカウント

携帯電話会社パターン

〇〇お客様センターです。ご利用料金のお支払い確認が取れておりません。ご確認が必要です。

<https://www.〇〇〇.com>

クレジットカード会社パターン

【重要】カスタマセンターからのご案内

平素は〇〇カードをご愛顧賜りありがとうございます。
当社からの重要なお案内をお送りしますので下記内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■振込口座のご確認方法

[詳しくはこちら](#)

宅配業者パターン

▲月×日 00:00

お客様のお荷物をお届けにあがりましたが、不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。

[〇〇.com](#)